

## 住民監査請求監査結果

### 第1 請求の受理

#### 1 請求人

X

#### 2 相手方

札幌市長（以下「市長」という。）

#### 3 請求の提出日

平成23年10月20日

#### 4 請求の要件審査

この札幌市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、請求人より平成23年10月25日付けで「変更及び訂正申出書」が追加提出され、また、平成23年10月31日付けで監査委員が補正を求めた項目に関して、平成23年11月18日付けで「補正申出書」が提出された。

これらの提出により、本件措置請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を備えるものとなったことから、補正申出書の提出日である平成23年11月18日付けでこれを受理した。

なお、この受理決定及び監査の実施に際して、札幌市議会議員のうちから選任された監査委員2人は、法第199条の2の規定に基づき関与していない。

### 第2 監査の実施

#### 1 請求の概要

請求人から提出された札幌市職員措置請求書、変更及び訂正申出書、補正申出書及び平成23年11月25日に行われた法第242条第6項に基づく請求人の陳述を総合すれば、本件措置請求の要旨及び理由は次のとおりである。

##### (1) 請求の要旨

札幌市が、札幌市議会（以下「市議会」という。）の各会派及び各議員に対し平成22年度に支給した政務調査費のうち、7242万6427円は違法または不当な公金の支出であるから、市長は上記措置請求額の返還を求めるなど損害を補てんするための必要な措置及び今後の損害を未然に防ぐための条例改正等の措置をとることを求める。

## (2) 請求の理由

市議会における会派及び各議員が平成22年度に使用した政務調査費のうち、次のものは違法または不当な支出である。

ア 札幌市議会民主党・市民連合議員会（以下「民主党市民連合」という。）から民主党札幌（支部）に対し、政策調査業務委託費及び広報紙作成業務委託費として支出された 2112 万円（以下「本件業務委託支出」という。）

これらの支出は、具体的な使途が領収書等では判然とせず、支出先が会派の所属する政党支部であること、支出金額が毎月一定額（月額 176 万円を 12 ヶ月間にわたり支出）であることなどに照らすと、具体的な調査を委託した対価としての支出とは認めがたく、むしろ政務調査以外の用途に支出するための方便として利用された可能性すらうかがわれる。

したがって、これは議員の「調査研究に資するため必要な経費」としての支出とは認められず、法第 100 条第 14 項及び札幌市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 8 号。以下「条例」という。）第 1 条に反し、違法である。

イ 別紙一覧表（1）記載の議員 43 名（以下「事務所費関係議員」という。）の個人事務所（駐車場を含む。）の賃料として支出された 2261 万 1795 円

会派又は所属議員が政務調査活動のために使用する事務所及び駐車場（以下「事務所等」という。）の賃料については、一定の要件を満たせば事務所費として政務調査費からこれを支出することができる。

しかし、その使用実態に照らして、政務調査活動以外に事務所等を使用している場合には、実態に応じた按分が必要であり、また、個人事務所が議員と生計を一にする親族が所有する物件である場合は、そのような支出は許されない。

上記支出にかかる個人事務所は、一般的に政務調査活動だけでなく、後援会活動や政党活動にも使用されるのが通常である。したがって、政務調査費からの事務所賃料への充当額はその 3 分の 1 を限度とすべきであり、それを超える支出額は全て違法である。

ウ 別紙一覧表（2）記載の札幌市議会自由民主党議員会（以下「自民党」という）に属する議員 22 名が政務調査補助職員として雇用した職員（以下「被雇用職員」という。）に対し支払われた人件費のうち 2869 万 4632 円

会派又は所属議員が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費について

は、政務調査費を充当して支出することができるが、議員の配偶者や扶養関係にある者、議員と同居し生計を一にする者の雇用には支出することができず、また、その職員が政務調査活動の補助以外の業務にも従事している場合は、その業務実態により政務調査費は按分して充当しなければならない。

上記の支出については、その領収書等のあて名は議員個人であり、議員の個人事務所において雇用されたと思われるところ、市民に開示されている政務調査費領収書等添付用紙では、各被用者の氏名、住所等は非公開とされているため、政務調査費からの人件費の支出が禁止されている者に該当するか否かが明らかではない。したがって、この点が明らかにならない限り、上記人件費の全額が違法な支出と解すべきである。

また、政務調査費からの人件費の支出が禁止されている者に該当しない場合でも、議員の個人事務所で雇用された職員が政務調査活動の補助のみに従事しているとは考えがたく、後援会活動、政党活動も兼務して行うのが通常であり、むしろ后者の二つの活動が職務の大半を占めるのが実情と思われる。したがって、政務調査費からの上記人件費への充当額はその3分の1を限度とするべきであり、これを超える支出は違法となる。

## 2 監査対象事項について

請求人の主張のうち、本件業務委託支出（上記1-(2)-ア関係）については、そのすべてを監査の対象とした。

事務所費及び人件費に係る支出（上記1-(2)-イ及びウ関係）については、第3-1-(3)で後述するように本件措置請求の前後を通じて政務調査費の一部が返還されるなどしたことから、当該返還後における支出状況を監査の対象とし、その違法性又は不当性の有無について判断することとした。

なお、事務所費及び人件費については、請求対象とされたもの以外の支出についても、必要と認める範囲で下記5の書類調査と事情聴取を行った。

## 3 請求人の新たな証拠の提出及び陳述

請求人の陳述は平成23年11月25日に行われた。請求人からは新たな証拠の提出はなかった。

## 4 監査対象局

札幌市議会事務局

## 5 監査の方法

地方自治法第 242 条第 4 項の規定による監査は次の方法で実施した。

### (1) 書類調査

監査対象局に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行った。また、民主党市民連合から政策調査業務等を受託した民主党札幌（支部）に対し、委託業務の実施状況等について文書による調査を行った。

### (2) 事情聴取

監査対象局の関係職員からの事情聴取を行った。さらに平成 22 年度における全ての市議会各会派（以下「本件各会派」という。）に対して、その幹事長等から関係人事情聴取を行うとともに、会派に所属していた関係議員について当時の状況に関する調査を行った。

## 第 3 監査の結果

### 1 認定した事実

当監査委員は、上記第 2 - 5 の調査等により、次の事実を認めた。

#### (1) 政務調査費の概要について

ア 政務調査費は、法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定を受けて、札幌市が定めた条例及び札幌市議会政務調査費の交付に関する規則（平成 13 年規則第 31 号。以下「規則」という。）に基づき、市議会の会派に対して、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されている。なお、法では「会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」としているが、条例では会派に対して交付することとしており、議員への交付は行っていない。

イ 政務調査費の用途については、条例第 5 条で、会派は、政務調査費を市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない旨規定されており、その別表では、会派又は所属議員が行う調査研究活動としての用途基準が具体的に列記されている。さらに、政務調査費に関する取扱要領（平成 17 年 3 月 24 日議会改革検討委員会決定。以下「要領」という。）が市議会により定められており、政務調査費の支出基準等が要領第 4 条に規定されている。

会派が政務調査費を支出する際、個々の経費の支払いが用途基準に適合しているか否かは、「政務調査費の手引き」（以下「本件手引き」という。）をその判断

基準として用いている。これは、使途基準適合性の判断をより具体的かつ合理的に行う等の目的のため、市議会が自律的に平成19年11月に策定したものであり、その後、平成22年4月に本件手引きの一部改正が行われている。

ウ 政務調査費のうち事務所費及び人件費の支出については、要領及び本件手引きにおいて、次のような考え方が示されている。

(ア) 会派又は所属議員の事務所を政務調査の活動の拠点として利用し、その事務所に係る経費を支出する場合は、政務調査活動の実態に応じて按分し、政務調査費の負担額等を明らかにして行うものとする（要領第4条第10項）。

(イ) 事務所等について、生計を一つにしない親族及び議員の経営する会社が所有する物件の賃借については、政務調査費の対象経費とすることができる（本件手引き）。

(ウ) 専ら調査研究活動に資するための事務所等については、政務調査費で全額支出することができる。調査研究活動に資するための事務所等と後援会事務所を兼ねている場合は、月額賃借料の1/2を限度として、政務調査費で支出することができる。調査研究活動と後援会事務所の2つの用途に加え、政党事務所としての用途にも使用される場合は、月額賃借料の1/3を限度として、政務調査費で支出することができる（本件手引き）。

(エ) 会派又は所属議員の行う調査研究活動を補助する職員の雇用に際して、専ら調査研究活動の補助業務に従事する職員を除き、調査研究活動の補助業務以外の活動にも従事している者に係る人件費を支出する場合は、政務調査活動の実態に応じて按分し、負担額を明らかにして行うものとする（要領第4条第9項関係）。

(オ) 配偶者、扶養関係にある者、同居し生計を一つにする者のいずれかに該当する者の雇用には、政務調査費を支出することができない（本件手引き）。

(カ) 専ら調査研究活動の補助業務に従事する職員を雇用する場合には、政務調査費から全額支出することができる。調査研究活動のほか後援会活動も担当させている場合、原則1/2で按分し支出することができる。但し、業務実態に照らし、適宜按分している場合には、これを尊重するものとする（本件手引き）。

エ 平成22年度において市議会の会派へ交付された政務調査費の月額額は、条例第3条及び附則第3項の規定により、議員1人当たり月額38万円に各月1日の当

該会派所属議員数を乗じて得た額であり、当該額をもとに条例及び規則に則り交付されている。具体的には、市議会の会派の代表者からの申請により当該会派を交付先として四半期ごと（4月、7月、10月及び平成23年1月）に、月額38万円に当該会派所属議員数を乗じた額を当該四半期に属する月数分が交付されている。

オ 各会派の代表者は、交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに政務調査費収支報告書及び政務調査活動概要報告書に領収書等の写しを添付して、議長に提出すべきものとされ、平成22年度交付分については、平成23年4月30日が土曜日にあたることから、平成23年5月2日（月）までに提出されている。提出を受けた議長はその写しを市長に送付し、また、議長に提出された収支報告書等は議長において、各会派で作成すべき会計帳簿等は各会派において所定の期間、保存している。

カ 収支報告書等については、各会派から提出を受けた後、議長において、形式的要件及び金額の精査が行われている。この精査は、事務的には議会事務局職員が行っている。当該精査終了後、所定の手続に基づき平成22年度分収支報告書等の写しが、平成23年6月1日から閲覧に供されている。各会派は交付を受けた政務調査費のうち未使用分を市長に返還している。

## (2) 市議会の会派への交付及び支出状況について

平成22年度における市議会の会派（本件各会派と同じ。）はアに列記する6会派であり、本件各会派が交付を受けた政務調査費の支出額等の状況はイの表のとおりである。

このうち本件措置請求に係るものとして、本件業務委託支出については、請求人が主張するとおり、民主党市民連合の支出総額のうち2112万円が民主党札幌（支部）へ支出されている。事務所費及び人件費については、政務調査費の返還（後記(3)参照）等の事由により、請求人の主張する措置請求額は実際の支出額と相違していたため、そうした不一致を精査したところ、事務所費関係議員がその個人事務所等の賃料として実際に支出した金額は2169万7329円であり、自民党議員がその個人事務所における被雇用職員への人件費として実際に支出した金額は2795万3865円である。これを会派ごとに示すとウの表のとおりである。

ア 本件各会派

- ・自民党
- ・民主党市民連合
- ・札幌市議会公明党議員会（以下「公明党」という。）
- ・日本共産党札幌市議会議員団（以下「共産党」という。）
- ・札幌市議会改革維新の会（以下「改革維新」という。）
- ・札幌市議会市民ネットワーク北海道（以下「市民ネット」という。）

(注)会派の名称は、平成22年度当時のものである。

イ 本件各会派での平成22年度政務調査費の支出額等の状況

(単位：円)

会派	政務調査費の 支出総額	うち事務所費	うち人件費
自民党	95,784,452	17,094,668	36,638,514
民主党市民 連合	89,145,197	14,100,902	15,117,122
公明党	25,158,075	2,762,369	6,439,309
共産党	19,684,402	4,057,060	8,043,097
改革維新	17,904,228	3,671,879	3,992,200
市民ネット	17,324,998	5,692,752	5,032,395
合計	265,001,352	47,379,630	75,262,637

(注) 民主党市民連合の支出総額には、民主党札幌（支部）へ支出した本件業務委託支出（2112万円）が含まれている。

ウ 事務所費及び人件費の措置請求額と実際の支出額

(単位：円)

会派	事務所費		人件費	
	請求人の請求額	監査対象とした支出	請求人の請求額	監査対象とした支出
自民党	11,196,902	10,583,440	28,694,632	27,953,865
民主党市民連合	8,199,329	8,238,329		
共産党	1,957,664	1,937,660		
改革維新	1,257,900	937,900		
合計	22,611,795	21,697,329	28,694,632	27,953,865

(3) 政務調査費の返還について

平成22年度の政務調査費は、本件各会派による収支報告書等の提出の後、交付額から支出総額を控除した残余额が生じていたため、これを本件各会派は条例第9条の規定に基づき市長へ返還することとし、その手続きが平成23年5月31日までに行われた。

その後、自民党から、平成22年度の政務調査費支出を誤って多く計上していたとして、平成23年7月19日までに当該金額の市長への返還が行われた。具体的には、議員3名（平成23年5月1日に任期満了した元議員を含む）の当時の個人事務所に係る事務所費及び人件費の支出について、政務調査費と他の経費との按分の計算方法を誤り、本来なら政務調査費による支出割合を3分の1とするべきところを、2分の1として算定したとのことであった。

また、本件措置請求が行われた後の平成23年11月29日には、改革維新から、事務所費の支出について議員1名の個人事務所に係る領収書の計上誤りがあったことを理由に、この議員の事務所費分全額が市長へ返還されている。

同様に、共産党から、議員1名の個人事務所に係る事務所費の支出について政務調査費と他の経費との按分の計算方法を誤ったことを理由に、これにより生じた差額分が平成23年12月22日に市長へ返還されている。

なお、上記1-(2)-イ及びウの表には、これらの返還が行われた後の金額を記載

している。

(4) 民主党市民連合と民主党札幌（支部）間の調査委託契約の内容と履行状況等について

ア 民主党市民連合においては、民主党札幌（支部）との間で政務調査等に関する業務委託契約を書面で締結し、①議員が行う研究研修会に係る調査活動、②市政に関する資料の収集・整理や市議会での質問事項の作成補佐、③広報誌に係る取材・編集・記事の作成などを恒常的に委託している。

イ 民主党札幌（支部）においては、上記委託契約で定められた業務の実施にあたり、その職員 3 人工分をあてて業務を遂行させている。また、民主党市民連合では市役所本庁舎 17 階にある同会派の議会控室にその職員らの常駐場所を設けており、同会派所属の議員らがこれらの職員へ必要な業務上の指示を与えたり、必要に応じて調査内容の報告を受けることも、随時可能となる状況にあった。

ウ 民主党札幌（支部）へ支払われた委託料は、上記の職員 3 人工分の人件費相当額をもって算定されたものであり、実際にもこれら職員の人件費として支払われていた。

エ 業務の遂行状況については、民主党札幌（支部）から民主党市民連合へ毎月報告書が提出されており、それによると、平成 22 年度においては、政務調査業務として「各議員より依頼された政策資料作成」「各議員の調査についての取材等記事提供」や、地域における住民との意見交換会の準備企画・記録業務などを行ったことが報告されている。

(5) 事務所等賃料について

ア 当監査委員は、監査の対象とした事務所等賃料の支出について、当該事務所を設置した関係議員に対し、その事務所等の所有者（貸主）が議員と生計を一にする親族かどうかを書面により照会した。その結果、関係議員全員から、そうした親族関係はないとの回答を得た。なお、これらの回答に疑念を生じさせるような客観的根拠や事実を確認することもできなかった。

イ また、議員事務所における活動の実情や政務調査費に関する考え方について、本件各会派からの事情聴取を行うとともに、政務調査費の事務所等賃料への充当割合の根拠等について、個別に関係議員への調査を行った。その結果は次のとおりである。

- (ア) 事務所等賃料（月額）の全額を政務調査費により支出しているものについては、専ら政務調査活動専用の事務所・駐車場である。
- (イ) 事務所等賃料（月額）の2分の1を政務調査費により支出しているものについては、政務調査活動と後援会活動を兼ねて行っている事務所・駐車場であるか、政務調査活動と政党活動を兼ねて行っている事務所・駐車場のいずれかであった。なお、これらについて、政務調査活動、後援会活動及び政党活動の3つを兼ねて行っているという事実は確認されなかった。
- (ウ) 事務所等賃料（月額）の3分の1を政務調査費により支出しているものについては、政務調査活動、後援会活動及び政党活動の3つを兼ねて行っている事務所・駐車場であった。
- (エ) 事務所等賃料（月額）の4分の1を政務調査費により支出しているものは、他団体と共同利用にかかるもので、その利用実態に応じて按分をしているものであった。また、日割り計算を行っているものなどについても、上記の考え方に沿った按分割合が適用されていた。
- (オ) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条により政党の事務所として届出られているものと同一であった議員事務所については、全て政党活動が行われているものとして、いずれも上記(ウ)の按分割合により支出されていた。
- (6) 人件費について
- ア 当監査委員は、請求対象となった人件費の支出について、その被雇用職員と議員との関係について調査を行った。その結果、全ての被雇用職員について、議員の配偶者、議員との扶養関係にある者又は議員と同居し生計を一にする者には該当しないとの関係議員からの回答を得るとともに、そうした回答に疑念を生じさせるような事実も見出せなかった。
- イ また、議員が雇用する職員の人件費に関する考え方についても、本件各会派から聴取を行い、あわせて、請求対象となった人件費支出への政務調査費による充当割合の根拠等について、個別に関係議員への調査を行った。その結果は次のとおりである。
- (ア) 被雇用職員に係る人件費（月額）の全額を政務調査費により支出しているものについては、当該月に政務調査活動に専念して職務を行った職員である。
- (イ) 被雇用職員に係る人件費（月額）の2分の1を政務調査費により支出してい

るものについては、政務調査活動と後援会活動を兼務したか、政務調査活動と政党活動を兼務したか、政務調査活動とその他の業務を兼務したかのいずれかの形態で職務を行った職員である。なお、これらの職員について、政務調査活動、後援会活動及び政党活動の3つ以上の業務を兼務して職務を行っていたという事実は確認されなかった。

(ウ) 被雇用職員に係る人件費（月額）の3分の1を政務調査費により支出しているものについては、当該月に政務調査活動、後援会活動及び政党活動の3つを兼務して職務を行った職員である。

(エ) 日割り計算を行っているものなどについても、上記の考え方に沿った按分割合が適用されていた。

## 2 判断

前記1の認定した事実に基づき、当監査委員は、請求人が本件措置請求で主張する違法又は不当（以下「違法等」という。）などの事由について、次のとおり判断する。

### (1) 本件業務委託支出について

請求人は、本件業務委託支出は議員の調査研究に資するための必要な経費としての支出とは認められないと主張し、その理由として、条例に基づき会派から提出された収支報告書や、領収書その他の証拠書類を閲覧しても、その使途が不明であること、支出先が会派の所属する政党支部であり、支出金額も毎月定額であることから、具体的な調査を委託した対価としての支出とは認めがたいことなどを挙げている。

しかしながら、本件業務委託契約の内容及びその履行状況は、前記1—(4)のとおりであって、受託者である民主党（支部）が具体的な調査活動等を行っていないとの事実は認められず、業務の実態を欠いていると疑われる状況も認められない。そして、委託にかかる業務の内容は市政に関連したものであり、調査委託費の交付目的にも沿っていると評価されるから、本件支出が法第100条第14項及び条例第1条に反した違法なものと認定することはできない。

請求人は、支出金額が毎月定額であることを理由に、具体的な調査業務の対価とは認めがたいと主張するが、本件業務委託は通年での遂行が前提となっており、そのために専任の職員を配置するという業務形態が取られていることからすると、各

月の業務量の多寡にかかわらず、平準化した業務量を基準として委託料を算定することも、不自然なことではなく、その契約金額についても不相応に高額なものとは認められない。また、委託先を政党支部としたことも、会派として政策立案を進めていく上で、国や他の行政機関、政党や関連団体との間における情報収集や精通の度合いを考慮し、最も業務に適した委託先として選定しているものであり、その判断には一定の合理性があるものと認められる。そして、このような委託契約の締結を特に制限するような規定も見当たらない。

なお、具体的な使途が判然としないことや、委託の内容や成果物が市民に明示されていないことについては、政務調査費の支出についてどの範囲までの情報公開が妥当かという視点で議論されるべきものであり、支出の違法等に係る問題ではないと考える。

## (2) 事務所等賃料について

請求人は、市議会議員が個人として設置利用する議員事務所について、その事務所等賃料の支払いに政務調査費を充当しているものを抽出したうえで、これらについては、次の点で違法等であると主張する。

ア これらの賃貸した議員事務所・駐車場について、議員と生計を一にする親族が所有する物件を賃貸しているものがあれば、その事務所等賃料の支出に政務調査費をあてることは違法である。

イ 上記アにあてはまらないものについては、議員事務所の性質上、政務調査費を充当することが認められるのは事務所等賃料の3分の1が限度であることから、それを超える支出額は違法である。

しかしながら、当監査委員の調査結果によれば、本件請求の対象とされている事務所等賃料の支出に関し、上記アに該当し違法と評価し得るようなものは見出せず、その全てが、本件手引きに定められた支出基準に従って政務調査費の充当がされていることが明らかである。

本件手引きの法的効力については、法令や例規のような拘束力や規範性を持つものではないが、本件手引きは、条例第5条に定める政務調査費の使途基準を具体的に補足し、判断の指針となるものとして、議会自らが策定したものであり、政務調査費の使途や適用の細目、按分の基準等を具体的に設定することは、議会の裁量の範囲内の行為として認められるべきであるから、そこで示された使途基準は、それ

が関係法令や条例・規則と矛盾したり、明確に違反するものと認められない限りは、合法性をもつと考えられる。

そして、本件手引きの定める使途基準に従った支出であると判断されたものは、条例第1条に定める議員の調査研究に資するために必要な経費とみなすことが社会通念上相当であると解される（東京高等裁判所平成21年9月21日判決参照）。

請求人は、議員事務所は政務調査活動のみならず後援会活動や政党活動にも使用され、むしろ後者の活動が事務所活動の大半を占めることが実情であるとして、その賃料の3分の1を超える支出充当は全て違法であると主張するが、請求人の主張は一般論にとどまり、後援会活動・政党活動の詳細を具体的に示したり、議員事務所の実情を個別に指摘するものでもない。

以上により、本件事務所等賃料の支出を違法または不当と判断することはできない。

### (3) 人件費について

請求人は、議員が個人事務所で雇用したとみられる被雇用職員への給与・報酬等の支出を抽出し、その人件費として政務調査費を充当しているものについて、次の点で違法等であると主張する。

ア 市民に公開されている領収書その他の証拠書類では、被雇用職員の氏名・住所等は公開されていないため、議員の配偶者、議員の扶養関係にある者、議員と同居し生計を一にする者に該当するかどうかは明らかではない。これらの者を雇用しても政務調査費からの支出はできないことが本件手引きに規定されていることから、この点が明らかにならない限りは、全て違法支出であると解するべきである。

イ 上記アにあてはまらない者であっても、一般的に議員事務所で雇用される職員は、政務調査活動の補助のみを行うとは考えにくい。後援会活動・政党活動も兼務して行うことが通常であり、むしろ後者の活動が職務の大半を占めるのが実情であるから、政務調査費を充当することが認められるのは人件費の3分の1が限度とされるべきであり、それを超える支出額は違法である。

しかしながら、当監査委員の調査によれば、請求対象となった人件費の支出について、上記アに該当し違法と評価されるものは見出せず、いずれも本件手引きの定める基準にしたがって支出充当されていることが明らかである。

請求人は、人件費（月額）の3分の1を超えて政務調査費を支出したものは全て違法であると主張するが、この点も一般論にとどまるものであって、議員事務所における後援会活動・政党活動の詳細を具体的に示したり、被雇用職員の勤務状況や業務実態を個別に指摘するといったものでもない。

本件手引きの法的効力については、前記2-(2)で述べたとおりであり、そこで示された判断基準についても、事務所費と同様に、それが関係法令や条例・規則と矛盾したり、明確に違反するものと認められない限りは、合法性をもつと考えられる。

以上から、本件請求対象とされた人件費の支出を違法または不当と判断することはできない。

#### (4) 条例改正等の措置について

最後に、請求人は今後の損害を未然に防ぐために条例改正等の措置をとることを求めているが、これまで述べてきたとおり、本件措置請求に係る政務調査費の支出には違法等が認められず、札幌市に損害は生じていないから、条例改正等の措置をとるべき特段の必要性もないものと判断する。

## 第4 結論

以上により、請求人の本件措置請求には理由がないので、これを棄却することとする。

別紙一覧表

請求人が本件措置請求の対象とした議員

(1) 事務所費関係議員

自民党	民主党市民連合	共産党	改革維新
飯 島 弘 之	猪 熊 輝 夫	伊 藤 理智子	佐 藤 美智夫
川 田ただひさ	大 嶋 薫	井 上 ひさ子	松 浦 忠
小 嶋 裕 美	小 川 直 人	坂 本 恭 子	宮 本 吉 人
近 藤 和 雄	小 野 正 美	宮 川 潤	
佐々木 みつこ	恩 村 一 郎	村 上 仁	
笹 出 昭 夫	川口谷 正		
鈴 木 健 雄	桑 原 透		
高 橋 克 朋	佐 藤 右 司		
武 市 憲 一	しのだ 江里子		
馬 場 泰 年	長谷川 衛		
細 川 正 人	畑 瀬 幸 二		
三 上 洋 右	林家とんでん平		
宮 村 素 子	福 士 勝		
宗 形 雅 俊	ふじわら広 昭		
村 松 正 海	峯 廻 紀 昌		
村 山 秀 哉	三 宅 由 美		
山 田 一 仁	山 口 かずさ		
横 山 峰 子			

(五十音順。表記は平成 22 年度当時のもの)

(2) 人件費に係る自民党議員

飯 島 弘 之  
五十嵐 徳 美  
大 越 誠 幸  
長 内 直 也  
勝 木 勇 人  
川 田ただひさ  
小 嶋 裕 美  
近 藤 和 雄  
佐々木 みつこ  
笹 出 昭 夫  
鈴 木 健 雄  
高 橋 克 朋  
武 市 憲 一  
馬 場 泰 年  
細 川 正 人  
三 上 洋 右  
宮 村 素 子  
宗 形 雅 俊  
村 松 正 海  
村 山 秀 哉  
山 田 一 仁  
横 山 峰 子

(五十音順。表記は平成 22 年度当時のもの)